

パワーアップ商業振興事業

申請の手引き

【問い合わせ先】

倉敷市文化産業局商工労働部商工課

〒710-8565 倉敷市西中新田640

TEL 086-426-3405

FAX 086-421-0121

E-mail cmind@city.kurashiki.okayama.jp

令和6年4月1日時点

目 次

1. 事業の目的	1P
2. 補助対象者	1P
3. 補助対象となる事業	1P
4. 補助の内容	1P
5. 事務の手順	2P
6. 注意事項	3P
7. 補助対象となる事業の説明	
新商人育成支援事業(改装費等)	4P
新商人育成支援事業(家賃)	5P
基盤整備事業	6P
人材育成支援事業	7P
まちづくり計画等策定事業	8P
高齢者等対策事業	9P
環境対策事業	10P
情報化対策事業	11P
空き店舗対策事業	12P
個性創出事業	13P
参考(商店街の連絡先)	14P

1. 事業の目的

地域の事業者を中心に構成され、各地域の中心部に立地する市内商店街の活性化に向けた自主的な取り組みを推進し、商店街に賑わいを創り出すことで、地域経済やまちの活性化に図ることを目的とします。

2. 補助対象者(=商店街組織等とは)

- ・ 倉敷市商店街連合会の傘下の商店街組織(任意団体も含む)
- ・ 個人・中小企業を中心に構成され、特定した区域内で継続した活動を行っており、財産管理が適正に行われている商業振興を目的とした組織
- ・ その他、市長が適当と認める団体

3. 補助対象となる事業

- ① 新商人育成支援事業
- ② 基盤整備事業
- ③ 人材育成支援事業
- ④ まちづくり計画等策定事業
- ⑤ 高齢者等対策事業
- ⑥ 環境対策事業
- ⑦ 情報化対策事業
- ⑧ 空き店舗対策事業
- ⑨ 個性創出事業 ほか

※ 各事業の詳細な内容は、4ページから13ページを参照

4. 補助の内容

補助対象事業	補助率	上限額	備考
①(改装費等)		100万円	
①(家賃)		30万円	同一年内, 最大12か月
②	1/3以内	300万円	
③		15万円	
④~⑨		100万円	

※ 但し、全て予算の範囲内となります。

※ 消費税は補助対象外です。

5. 事務の手順

(1) 【出店者】申請書を提出前に、申請内容を市(=商工課)へ相談し、必要事項を確認



(2) 【補助対象者, 出店者】申請書類の準備



(3) 【補助対象者 ⇒ 市】申請書類及び事前確認報告書を提出



(4) 【市 ⇒ 補助対象者】申請内容を審査した後、補助金の交付を決定し、通知



(5) 【補助対象者、出店者】補助対象事業に着手 ※交付決定日前に着手したものは対象外



(6) 【補助対象者 ⇒ 市】補助対象事業に変更が生じた場合、変更申請書類を提出



(7) 【補助対象者 ⇒ 市】補助対象事業の完了後、実績報告書を提出



(8) 【市 ⇒ 補助対象者】報告書の内容を精査した後、補助金額を確定し、通知



(9) 【補助対象者 ⇒ 市】確定した補助金額が記載された請求書を提出



(10) 【市 ⇒ 補助対象者】補助金を交付

《事務処理の流れ》

申請前	交付申請	交付決定以降	事業完了以降
○事前相談	○交付申請書及び事前 確認報告書の提出 ●申請内容の審査 ●交付決定通知	○補助事業着手 ○(変更の場合)変更申 請書の提出 ○事業完了(支払いの 完了)	○実績報告書の提出 ●報告書の内容を確認 ●完了確認 ●補助額の確定 ○請求書 ●支払い

○・・・商店街組織, 出店者等

●・・・市

6. 注意事項

- ・防火設備の設置など, 対応が必要な事項を担当部署に確認し, 事前確認報告書を提出してください。適切な対応がなされない場合, 対象外となります。
- ・本事業は, 地元経済への波及も目的としているため, 新商人育成支援事業及び空き店舗対策事業の改装工事については, 地元事業者(本市に主たる事業所等を有する事業者)に発注した工事のみ, 補助対象経費とし, 地元事業者以外に発注した工事は, 対象外となります。
- ・交付決定後の事業が対象となります。交付決定前に着手した事業は, 対象外となります。
- ・各種補助金は, 予算の範囲内で交付されます。
- ・交付決定は, 予算の範囲内で行います。予算の状況については, 随時, 市商工課へ相談ください。
- ・予算の上限に達する場合は, 抽選等により交付決定をすることがあります。
- ・消費税は, 補助対象経費外となります。
- ・支払ったことを証明するため, 補助対象事業者は, 業者に対して口座振り込みで支払いをしてください。口座振替以外で支払をした事業費は, 原則, 補助対象としません。
- ・単年度事業のため, 3月31日以前に事業を完了(支払い完了まで)してください。

補助対象事業	①新商人育成支援事業(改装費等)
--------	-------------------------

概要	補助対象者が、商店街の空き店舗に、新規創業者を新規出店させる際の、改装費や広告費、最長1年間の家賃を支援することで、次世代を担う商店主の誘致と空き店舗の解消を推進し、商店街を振興する。		
出店者	以下の条件を全て満たすもの ① 新規の創業で商店街への出店を計画する者 ② 補助対象者が、商店街の賑わい創出に資すると認め、かつ、テナントリーシングの観点からも適当と認め、出店の同意をしたもの ③ 商店街組織等へ加入し、その活動に積極的な参加が可能な者 ④ 出店場所での事業継続が見込める者 ⑤ 倉敷市税を完納しているもの ⑥ 飲食店の場合、午後6時を境に夜間に比べ昼間の営業時間が長いこと。 ※昼間とは、午前6時～午後6時、夜間とは午後6時～午前6時とする。 ⑦ 防火設備の設置など必要な対応がなされていること。 ⑧ 実績報告までに特定創業支援等事業の支援を受けること		
補助対象経費	工事請負費、広告料		
補助率	補助対象経費の1/3 以内		
補助上限額	100万円		
申請書類	交付申請	商店街団体が作成・準備するもの	出店者が作成・準備するもの
		様式1号 補助金交付申請書 様式2号 事業計画書 様式3号 収支予算書 様式4号 商店街調書 商店街団体が事業実施を認めた議事録 商店街団体の定款又は会則 商店街団体の組合員名簿 空き店舗の位置図等	様式5号 出店者調書 様式12号 誓約書 補助対象事業の見積書 補助対象事業の内容が確認できる図面 写真(補助事業実施前のもの) 出店者の市税納税証明書 (法人の場合)全部事項証明書 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書※ ※申請時点で取得済の場合 事前確認報告書
		変更	様式6号 補助金変更承認申請書 様式7号 事業計画書(変更後) 様式8号 収支予算書(変更後)
	実績報告	様式9号 補助事業実績報告書 様式10号 事業実績書 様式11号 収支精算書	口座振替依頼書の写し 請求内訳書 事業完了が確認できる写真 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き店舗とは、退店後30日(新築の場合は概ね1年)以上テナント募集期間があった店舗 ○ 工事請負費には、①造り付けの造作物(家具・棚、看板等)の作成経費、②建物と一体となって機能する又は建物に固定して使用する照明・空調・給排水・ガス等の設備機器及びその設置に要する経費を含む。 ○ 市内に主たる事業所を有する業者に発注する工事のみ対象とする ○ 事業内容の確認等のため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。 		

補助対象事業	①新商人育成支援事業(家賃)
--------	-----------------------

概要	補助対象者が、商店街の空き店舗に、新規創業者を新規出店させる際の、改装費や広告費、最長1年間の家賃を支援することで、次世代を担う商店主の誘致と空き店舗の解消を推進し、商店街を振興する。		
出店者	<p>以下の条件を全て満たすもの</p> <p>① 新規の創業で商店街への出店を計画する者</p> <p>② 補助対象者が、商店街の賑わい創出に資すると認め、かつ、テナントリーシングの観点からも適当と認め、出店の同意をしたもの</p> <p>③ 商店街組織等へ加入し、その活動に積極的な参加が可能な者</p> <p>④ 出店場所での事業継続が見込める者</p> <p>⑤ 倉敷市税を完納しているもの</p> <p>⑥ 飲食店の場合、午後6時を境に夜間に比べ昼間の営業時間が長いこと。 ※昼間とは、午前6時～午後6時、夜間とは午後6時～午前6時とする。</p> <p>⑦ 防火設備の設置など必要な対応がなされていること。</p> <p>⑧ 実績報告までに特定創業支援等事業の支援を受けること</p>		
補助対象経費	使用料・賃借料		
補助率	補助対象経費の1/3以内		
補助上限額	年間30万円(年度末まで)		
申請書類		商店街団体が作成・準備するもの	
		出店者が作成・準備するもの	
		《改装費と合わせて申請の場合》	
	交付申請	<p>様式1号 補助金交付申請書</p> <p>様式2号 事業計画書</p> <p>様式3号 収支予算書</p>	<p>賃貸借契約書</p> <p>賃貸部分と店舗の用に供する部分が確認できる図面</p> <p>特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書※</p> <p>※申請時点で取得済の場合</p> <p>事前確認報告書</p>
		《家賃のみで申請の場合》	
		<p>様式1号 補助金交付申請書</p> <p>様式2号 事業計画書</p> <p>様式3号 収支予算書</p> <p>様式4号 商店街調書</p> <p>商店街団体の定款又は会則</p> <p>商店街団体の組合員名簿</p> <p>空き店舗の位置図等</p>	<p>賃貸借契約書</p> <p>賃貸部分と店舗の用に供する部分が確認できる図面</p> <p>様式5号 出店者調書</p> <p>様式12号 誓約書</p> <p>初月家賃が日割の場合、内容が確認できる書類</p> <p>補助対象事業の内容が確認できる図面</p> <p>写真(補助事業実施前のもの)</p> <p>出店者の市税納税証明書</p> <p>(法人の場合)全部事項証明書</p>
変更	<p>様式6号 補助金変更承認申請書</p> <p>様式7号 事業計画書(変更後)</p> <p>様式8号 収支予算書(変更後)</p>	<p>事業の見積書</p> <p>事業内容が確認できる図面</p>	
実績報告	<p>様式9号 補助事業実績報告書</p> <p>様式10号 事業実績書</p> <p>様式11号 収支精算書</p>	<p>口座振替依頼書の写し</p> <p>請求内訳書</p> <p>事業完了が確認できる写真</p> <p>特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書</p>	
備考	<p>○ 空き店舗とは、退店後30日(新築の場合は概ね1年)以上テナント募集期間があった店舗</p> <p>○ 賃貸関係が生計同一または3親等以内の親族の場合は補助対象外</p> <p>○ 事業内容の確認等のため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。</p>		

補助対象事業		② 基盤整備事業
概要	補助対象者が共同で所有し、かつ、来街者の利便性向上を図るための施設の整備を推進することで、商業振興を図る。	
参考事例	アーケード、アーチ 街路灯、共同トイレ 駐車・駐輪場、カラー舗装 共同利用施設の整備改修 ストリートファニチャー 放送設備、防犯設備等の設置	
補助対象経費	消耗品費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料・賃借料、備品購入費 工事請負費、雑費	
補助率	補助対象経費の1/3以内	
補助上限額	300万円	
申請書類	交付申請	様式1号 補助金交付申請書 様式2号 事業計画書 様式3号 収支予算書 様式4号 商店街調書 商店街団体の定款又は会則 商店街団体の組合員名簿 位置図等 補助対象事業の見積書 補助対象事業の内容が確認できる図面、パンフレット等 写真(補助事業実施前のもの)
	変更	様式6号 補助金変更承認申請書 様式7号 事業計画書(変更後) 様式8号 収支予算書(変更後) 事業の見積書 事業内容が確認できる図面、パンフレット等
	実績報告	様式9号 補助事業実績報告書 様式10号 事業実績書 様式11号 収支精算書 口座振替依頼書の写し 請求内訳書 事業完了が確認できる写真
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業及び事業の拡大をするものが対象。 ○ 国等の補助事業と併用する場合は、国等の補助対象経費から国等の補助額を引いた経費を対象とし、補助割合は1/2とする。 ○ 事業内容の確認等のため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。 	

補助対象事業		③ 人材育成支援事業
概要	補助対象者が、加盟する個々の事業者の魅力アップ等を図るために実施する研修・研究活動を推進することで、商業振興を図る。	
参考事例	個店の魅力アップを目的とした研修会や研究活動 新規イベントの参考とするための研修会 後継者育成に向けた勉強会 など	
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料 使用料・賃借料、雑費	
補助率	補助対象経費の1/3以内	
補助上限額	15万円	
申請書類	交付申請	様式1号 補助金交付申請書 様式2号 事業計画書 様式3号 収支予算書 様式4号 商店街調書 商店街団体の定款又は会則 商店街団体の組合員名簿 位置図等 補助対象事業の見積書
	変更	様式6号 補助金変更承認申請書 様式7号 事業計画書(変更後) 様式8号 収支予算書(変更後) 事業の見積書
	実績報告	様式9号 補助事業実績 報告書 様式10号 事業実績書 様式11号 収支精算書 口座振替依頼書の写し 請求内訳書 事業の状況が確認できる写真 事業の完了が確認できる報告書等の成果物
備考	○ 事業内容の確認等のため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。	

補助対象事業		④ まちづくり計画等策定事業
概要	補助対象者が実施する、まちづくり推進に向けた計画策定や共同施設の整備に向けた計画策定などを推進することで、商業振興を図る。	
参考事例	まちづくり計画、商業施設整備計画、共同店舗設置計画の策定 各種カード事業計画等の策定 団体の活性化のための研究活動 商業インキュベート事業の計画・実施 など	
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料・賃借料、雑費	
補助率	補助対象経費の1/3以内	
補助上限額	100万円	
申請書類	交付申請	様式1号 補助金交付申請書 様式2号 事業計画書 様式3号 収支予算書 様式4号 商店街調書 商店街団体の定款又は会則 商店街団体の組合員名簿 位置図等 補助対象事業の見積書
	変更	様式6号 補助金変更承認申請書 様式7号 事業計画書(変更後) 様式8号 収支予算書(変更後) 事業の見積書 事業内容が確認できる図面
	実績報告	様式9号 補助事業実績 報告書 様式10号 事業実績書 様式11号 収支精算書 口座振替依頼書の写し 請求内訳書 事業完了が確認できる報告書等の成果物
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業及び既存の計画を変更・拡大するものが対象。 ○ 事業内容の確認等のため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。 	

補助対象事業		⑤ 高齢者等対策事業
概要	補助対象者が、高齢者等の社会生活弱者の利便性向上を目的として実施する事業を支援し、商業振興を図る。	
参考事例	<p>ショッピングモビリティの研究・実験による移動円滑化支援</p> <p>買い物弱者等を対象にインターネット等を活用した宅配システムの開発・実験</p> <p>店舗と自宅間の交通障害を解消するための取り組み など</p>	
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料・賃借料、備品購入費、雑費	
補助率	補助対象経費の1/3以内	
補助上限額	100万円	
申請書類	交付申請	<p>様式1号 補助金交付申請書</p> <p>様式2号 事業計画書</p> <p>様式3号 収支予算書</p> <p>様式4号 商店街調書</p> <p>商店街団体の定款又は会則</p> <p>商店街団体の組合員名簿</p> <p>位置図等</p> <p>補助対象事業の見積書</p>
	変更	<p>様式6号 補助金変更承認申請書</p> <p>様式7号 事業計画書(変更後)</p> <p>様式8号 収支予算書(変更後)</p> <p>事業の見積書</p> <p>事業内容が確認できる図面</p>
	実績報告	<p>様式9号 補助事業実績 報告書</p> <p>様式10号 事業実績書</p> <p>様式11号 収支精算書</p> <p>口座振替依頼書の写し</p> <p>請求内訳書</p> <p>事業完了が確認できる書類、写真等</p>
備考	<p>○ 新規事業及び既存の計画を変更・拡大するものが対象。</p> <p>○ 事業内容の確認等のため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。</p>	

補助対象事業	⑥ 環境対策事業
--------	----------

概要	補助対象者が、CO2削減を図るための機器更新やリサイクルシステムの導入等の環境に配慮した取り組みを支援し、商業振興を図る。	
参考事例	リサイクルシステム構築のための研究会の開催 空き缶回収機やリサイクルステーションの設置 環境負荷の低い商品・再生品の利用促進 環境負荷の低い機器への更新 など	
補助対象経費	消耗品費, 印刷製本費, 通信運搬費, 広告料, 手数料, 委託料, 使用料・賃借料 備品購入費, 工事請負費, 雑費	
補助率	補助対象経費の1/3以内	
補助上限額	100万円	
申請書類	交付申請	様式1号 補助金交付申請書 様式2号 事業計画書 様式3号 収支予算書 様式4号 商店街調書 商店街団体の定款又は会則 商店街団体の組合員名簿 位置図等 補助対象事業の見積書
	変更	様式6号 補助金変更承認申請書 様式7号 事業計画書(変更後) 様式8号 収支予算書(変更後) 事業の見積書 事業内容が確認できる図面
	実績報告	様式9号 補助事業実績 報告書 様式10号 事業実績書 様式11号 収支精算書 口座振替依頼書の写し 請求内訳書 事業完了が確認できる報告書等の成果物 事業完了が確認できる書類, 写真等
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業及び既存の計画を変更・拡大するものが対象。 ○ 事業内容の確認等のため, 上記以外の書類の提出を求める場合があります。 	

補助対象事業		⑦ 情報化対策事業
概要	補助対象者が、ITを活用した商取引など情報技術を活用した取り組みを支援し、商業振興を図る。	
参考事例	バーチャルモールの作成 電子商取引のシステム構築 など	
補助対象経費	消耗品費, 印刷製本費, 通信運搬費, 広告料, 手数料, 委託料, 使用料・賃借料 備品購入費, 雑費	
補助率	補助対象経費の1/3以内	
補助上限額	100万円	
申請書類	交付申請	様式1号 補助金交付申請書 様式2号 事業計画書 様式3号 収支予算書 様式4号 商店街調書 商店街団体の定款又は会則 商店街団体の組合員名簿 位置図等 補助対象事業の見積書
	変更	様式6号 補助金変更承認申請書 様式7号 事業計画書(変更後) 様式8号 収支予算書(変更後) 事業の見積書 事業内容が確認できる図面
	実績報告	様式9号 補助事業実績 報告書 様式10号 事業実績書 様式11号 収支精算書 口座振替依頼書の写し 請求内訳書 事業完了が確認できる報告書等の成果物 事業完了が確認できる書類, 写真等
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業及び既存の計画を変更・拡大するものが対象。 ○ 事業内容の確認等のため, 上記以外の書類の提出を求める場合があります。 	

補助対象事業	⑧ 空き店舗対策事業
--------	------------

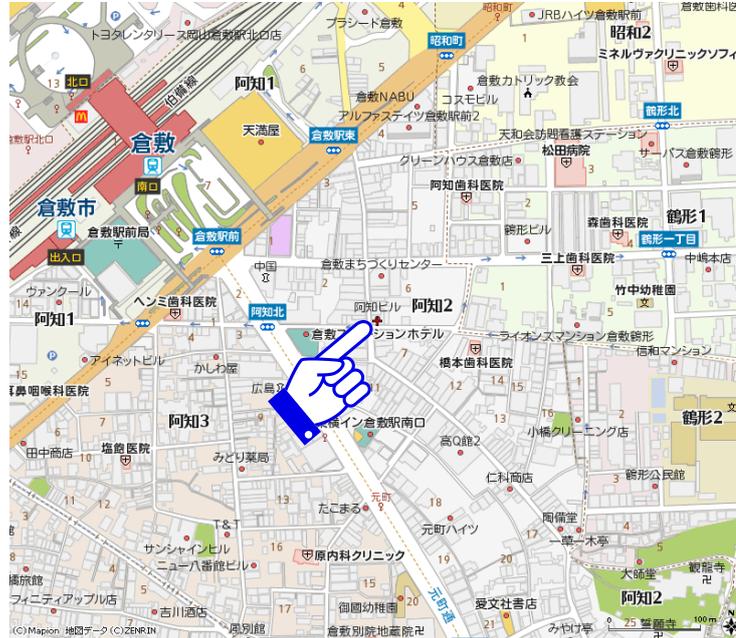
概要	補助対象者が、商店街の空き店舗の解消を目的とした事業を実施する際の改装費や広告費に助成し、空き店舗の解消を推進し、商店街を振興する。		
出店者	<p>以下の条件を全て満たすもの</p> <p>① 補助対象者が、商店街の賑わい創出に資すると認め、かつ、テナントリーシングの観点からも適当と認め、出店の同意をしたもの</p> <p>② 商店街組織等へ加入し、その活動に積極的な参加が可能な者</p> <p>③ 出店場所での事業継続が見込める者</p> <p>④ 倉敷市税を完納しているもの</p> <p>⑤ 飲食店の場合、午後6時を境に夜間に比べ昼間の営業時間が長いこと。 ※昼間とは、午前6時～午後6時、夜間とは午後6時～午前6時とする。</p> <p>⑥ 防火設備の設置など必要な対応がなされていること。</p>		
補助対象経費	工事請負費、広告料		
補助率	補助対象経費の1/3以内		
補助上限額	100万円		
申請書類		商店街団体が作成・準備するもの	出店者が作成・準備するもの
	交付申請	様式1号 補助金交付申請書 様式2号 事業計画書 様式3号 収支予算書 様式4号 商店街調書 商店街団体の定款又は会則 商店街団体の組合員名簿 位置図等	様式5号 出店者調書 様式12号 誓約書 補助対象事業の見積書 補助対象事業の内容が確認できる図面 写真(補助事業実施前のもの) 出店者の市税納税証明書 (法人の場合)全部事項証明書 事前確認報告書
	変更	様式6号 補助金変更承認申請書 様式7号 事業計画書(変更後) 様式8号 収支予算書(変更後)	事業の見積書 事業内容が確認できる図面
	実績報告	様式9号 補助事業実績報告書 様式10号 事業実績書 様式11号 収支精算書	口座振替依頼書の写し 請求内訳書 事業完了が確認できる写真
備考	<p>○ 空き店舗とは、退店後30日(新築の場合は概ね1年)以上テナント募集期間があった店舗</p> <p>○ 工事請負費には、①造り付けの造作物(家具・棚、看板等)の作成経費、②建物と一体となって機能する又は建物に固定して使用する照明・空調・給排水・ガス等の設備機器及びその設置に要する経費を含む。</p> <p>○ 市内に主たる事業所を有する業者に発注する工事のみ対象とする○ 事業内容の確認等のため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。</p>		

補助対象事業		⑨ 個性創出事業
概要	補助対象者が、イメージアップや集客力強化を図るための共同事業を支援し、商業振興を図る。	
参考事例	商店街のイメージアップ、集客力を高めるためのキャンペーン事業 商店街オリジナル商品の開発及び販売促進 商店街共通のれんや垂れ幕、イラストマップの作成 など	
補助対象経費	賃金、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料 使用料・賃借料、備品購入費、工事請負費、雑費	
補助率	補助対象経費の1/3以内	
補助上限額	100万円	
申請書類	交付申請	様式1号 補助金交付申請書 様式2号 事業計画書 様式3号 収支予算書 様式4号 商店街調書 商店街団体の定款又は会則 商店街団体の組合員名簿 位置図等 補助対象事業の見積書 事業内容が確認できる図面・設計書、ちらし等
	変更	様式6号 補助金変更承認申請書 様式7号 事業計画書(変更後) 様式8号 収支予算書(変更後) 事業の見積書 事業内容が確認できる図面 事業内容が確認できる図面・設計書、ちらし等
	実績報告	様式9号 補助事業実績報告書 様式10号 事業実績書 様式11号 収支精算書 口座振替依頼書の写し 請求内訳書 事業実施の状況が確認できる写真 事業完了が確認できる報告書等
備考	○ 新規事業及び既存の計画を変更・拡大するものが対象。 ○ 事業内容の確認等のため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。	

【参考】倉敷市商店街連合会傘下の各地区商店街の連絡先

R6.4.1 現在

地区	名称	代表者	住所	連絡先
倉敷	倉敷商店街振興連盟	野嶋 雅弘	阿知 2 丁目 17-25	086-425-3184
		(倉敷民芸) (事務局) 担当: 齋藤	阿知 2 丁目 6-25 阿知ビル 3 階	086-426-1822



児島	児島商店街連合会	岡田 寿太郎	児島上の町 1 丁目 9-57	086-472-3478
		(インテリア岡田有)		
		(事務局) 児島商工会議所	倉敷市児島駅前 1-37	086-472-4450
		担当: 末佐	倉敷市児島産業振興センター 2 階	



玉島	玉島商店街振興会 (有)玉井堂本店 (事務局)	別所 美治 玉島商工会議所	玉島 2-6-14 玉島中央町 2-3-12	086- 522-2251 086- 526-0131
----	-------------------------------	------------------	---------------------------	--------------------------------



水島	水島商店街振興連盟 (玉乃屋化粧品)	藤原 義昭	水島西栄町 1-21	086-444-8486
----	-----------------------	-------	------------	--------------

